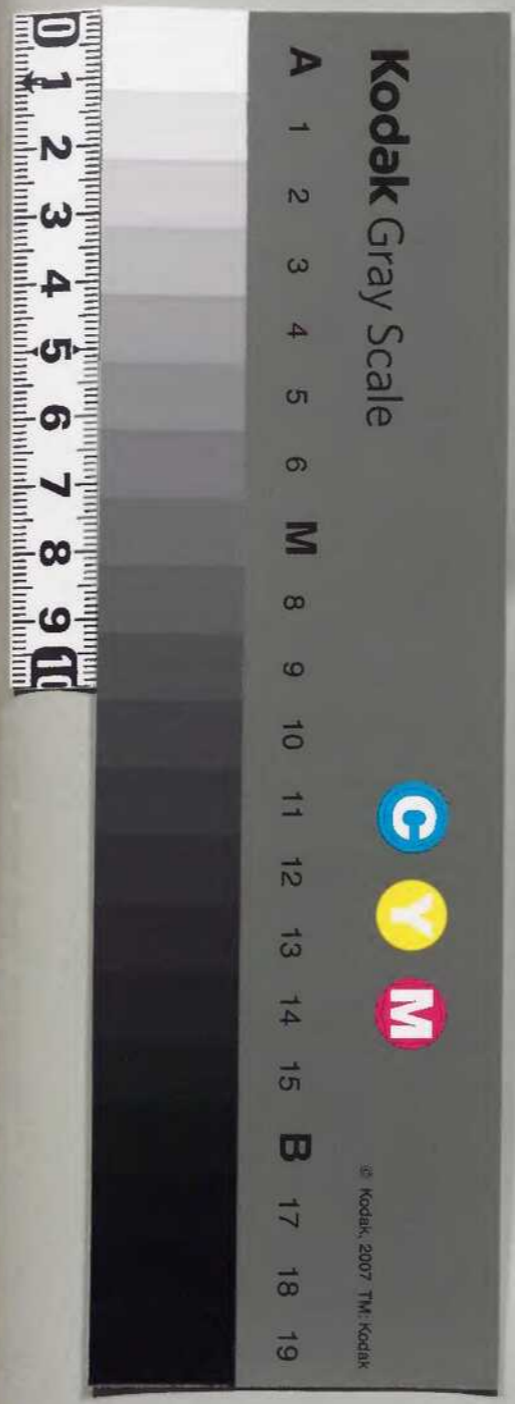


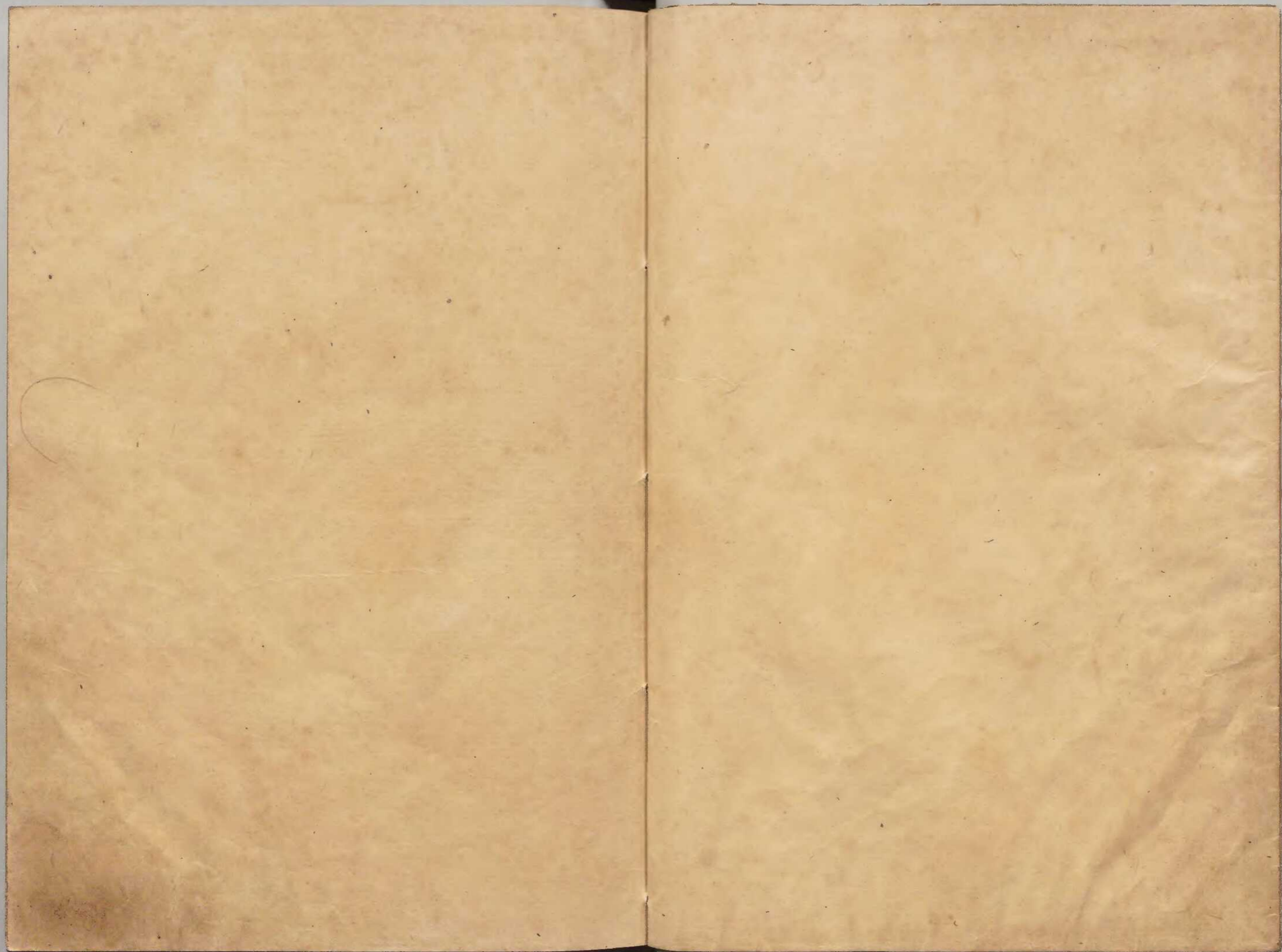
25

寛永諸家譜

清和源氏丁九冊之内
頼光流

内閣文庫	
番號	和 20199
冊數	186(25)
函號	特 76 1





土井

菅沼

寛永諸家系圖傳

清和源氏

丁三

頼光流

土井

始と土居水号寸利勝

土井とありたじ

● 頼光

橋津守

浅草文庫

頼圓

正四位下

左衛門尉

圓房

伊豆守

正四位下

陸奥守

光圓

出羽守

左衛門尉

久安三年卒 年八十五

光信

出羽判官

光基

五位下

左衛門尉

光衡

丹波守

左衛門尉

号は ちのち英造 伯 七 左衛門尉

光行みつゆき

出羽守

土岐判官とぎのせんげん

實朝將軍さねとも 且かつ 且かつ

光定みつさだ

隱岐守おきのみ

五位下

教貞きょうさだ

伯耆守おきのみ

定親さだちか

孫太郎まごたろう

師親しりちか

原次郎はらじろう

師實しりさね

原次郎はらじろう

賴繼らいけい

土岐俊理とぎのしゅんり 亮りやう

貞秀

土居遠江守

此同中絶

利昌

甚三郎

小左衛門尉

利勝

甚之郎

大炊頭

遠別濱松守

幼少の時

東照大権現より侍りて御幼少の時

同作

台徳院殿御誕生の時利勝七歳

〜

台徳院殿より侍りて御幼少の時

御出御入御乃御所をたゞし

御所より後駿府京師江戸のあひま

御をこたへ守勤仕

因十六年

台徳院敵利勝が江戸の館に 沼津あり

同十七年利勝沼津使へて駿府より

おとしく河へ

大権現よりと黄令一千支をたまたむ

頃年米地の沼加増ありく四百六十

と領すおしを國家の政事ありことよ

利勝あ川らさきすとりふるり

同十九年元和えの太坂支那の陣

の時利勝供をよけとあ沼旗をいりて
昼表顧向よあ川を沼陣以後あな
地の沼加増をたまたりて六万五千二百石能と

元和二年

大権現御不例あり

台徳院敵軍より駿府小おしきたまふ

時利勝供を 御不例のあり

大権現たびく利勝をりて御遺言の

事ありするらちその旨を又

台徳院敵一之上す 作といもく迎軍

法の次第をみる疎袍をいりて先す

つぎは弓を次ハ銃其次を騎馬なら

志れ叱色定傷をいすくす銃袍

弓をいりて先すくす次ハ銃をたる

包一銃をいりてあつたをいり

あつたを右をいりて先を一取

阿つめく別みを行人を巻てそれ

下知を待べきなら海いんとす

吾百歳の後此事をいり

將軍ふつげく議定とくとのなす

同辛巳月十七日

大指規薨御沙遺をいりて依りて

駿河久能の山中におさめをいり

本多上野介正純松平右衛門大夫正久

板倉内膳正重昌秋元但馬守泰助

台徳院敵の御代りて志す

尾張大納言義直卿の使若成康隼人
紀伊大納言頼宣卿の使若安後常刀
水戸中納言相房卿乃使若中山後常吉
おきくきこふ見えくきこひく乃
佛遺之みく川くなら此外他人山
中に來る事とゆふ
け時諸大名駿府より同作と或令
けるハ此度該大名を江戸におび
あめく來年西國の涉い申海をたま

と終へきとゆけは

台徳院殿に儀をもちいたまは
後身よりとくに西國とくきの申い
をたまらしは利勝 仰さうけ
たまらして 御命のおもひきをつけ
これハ諸大名みな感懐して西國す

同三年

大指現の御廟を下野國日光山
うア一たまし時利勝 仰さうけ

神樂又またびなり久能山より日光
山よりなりて路次を經て固す曰何

十七日

名徳院殿日光御登山一周忌此沙遊後
あり是より以後日光へ 流御の由き

利勝殿度供をよほせ

同奉

名徳院殿沙上流の供を此時朝鮮國の
信使來朝して洋礼を利勝亦その

事をせらるるこゝより以後朝鮮
の信使來朝のたびおせり 利勝
等それ事ふあけに彼國の奉行
礼曹亦書簡をよびて彼地乃ち方物を
よほり利勝も又返簡をうつり
贈答の品物をよす

同五年

名徳院殿沙上流の時利勝供をす此
たび福嶋左衛門大進正則罷あつて

安藝備後兩國を没収せしめて信濃
ふらうらうを討て 上使と安藝國へ
つらうらうを討て 没収せしめて

同六年

右徳院殿の御旨すめ 女御の宣方と
御旨をたすして 沙上御入内の
時利勝酒井兼左衛門と
供持寸利勝綿二百把銀錢一貫文
と 女御小歎と申すに 勅して成國の

御太刀とたまりの 女御の宣方と
益勝之條大納言之實條勅使とら又
女御の宣方とたまりの 沙上をたまり
の 女御の宣方とたまりの 又時暇をたまりの

同九年

右徳院殿

大納言殿沙上洛の時利勝供持とら
大納言殿征夷大將軍に任す

寛永三年

右徳院殿

將軍家沙上洛の時徳を七月二十日勅
して董家之十をたまふ利勝を又進
物を執とけたび

右徳院殿の沙執奏より八月十九日
戻口位下に叙せしむ九月六日二條の
城へ行幸の時利勝亦諸事を掌
寸具外別々 仰せうけたまはら
酒井將永次忠世とおる
申

女院の沙方餐食の事をけり
此時忠世利勝侍候に候ども
勅宣
あり

右徳院殿御辭退ありと
勅

右徳院殿御辭——たまふ事あり
命——任せしめたまふ
時利勝銀子ありし越前綿
燭等を 禁裏申女院に献

こまを謝し奉る又 初しき薰物
十合をたまふ 申文も又 繡珠二十
巻なりしびり量物をたまふ
將軍家江戸御本丸めく 沖倉肩衝
の沙茶入をたまふ

同六年八月廿八日

お軍家利勝が館より 後御の時銀子
五十枚御給ふ十枚令毒正家の御
賜指しお給ふ利勝し又 繡珠百端

予子令二十九枚文字の沙腰物長光の
沙脇指長光の沙太刀を秋と

九月二日

右徳院敵利勝が館より 後御の時銀令
五十枚沙腰二十枚大内正家の沙脇指
と沙飲し利勝し又 繡子五十端予子
令二十九正家の沙腰物備前正恒乃
沙太刀を秋す

同七年 當今御即位の時利勝

台徳院敵の御使也して

お軍家の御使酒井雅永頼忠世とあり

く入浴してこれを質しなり越前綿

百把幡楊之百挺進献す其儀おら

後利勝忠世と曰く院参して

御太刀馬代を献し又四母の沙面

何作して衣太刀馬代を進上す時

中御門大納言宣衛阿野中納言實頼

院使也して平盛年たうらふしの沙太刀寮の

麻毛マケの沙馬サウマなすびに沙薰物サカモノを下

さるの方かたをゆふ利勝すなす沙太刀

中薰物を治載ちぢと沙馬サウマの合人あひらこれを

て利勝が宅うちに奉りて利勝よさし

く此時四母よもの口くちを又沙薰物サカモノ水服みづく

をたまはり又別わかり沙面サウマ用乃沙衣サウイ

御つと下りる利勝参内して

御太刀馬代ミタチウマダイを献す勅ちくして沙薰

物をたまふ

其法安度和川の沙加塘ありて十
四百二十石を飲む

同九年正月

名徳院殿御不例の時利勝令る
將軍家よりつゝを飲へきの 仰をかり

ゆり沙本丸へおらして

將軍家をおしちり進物を献む

同月二十四日

名徳院殿御沙遺之へらして塘上寺

ふおふあをふこれら以後御年忌の
法事なむび又塘上寺造業修理の
事利勝たびくこまを奉行す

同十年

將軍家の仰より御依念を仰りため
下総國古河の城よりつら一万八千
石の沙加塘ありて部合十六万石を
領と此内下総下野の内よおむく
十四万五千石に別の内めて一万五千

石をたまたふこせしむる以後

將軍家日光沙叅詣御次の往還

利勝よりびよ子利澄右河小山

おめて饗食を献す

同十一年

お軍家御入浴の時利勝供奉

同十八年八月三日

竹子代君沙誕生同九日沙七叅の祝

儀として利勝青屋長光乃沙

刀久圓の沙賜物を献して祿

を給す

將軍家の御女御て幼子八物七物

虎物

竹子代君小侍を給す

元政

旧茂允 利勝の家臣

女子

之浦志摩守正次が母

女子

朝倉筑後守の妻

利隆

幼名松丸 遠江守 武列 江戸に生る

寛永七年十二月六日没 位下

叙す

勝政

竊千代

早世

利長

八助

利房

七助

虎之助

女子

牛助を改守の妻

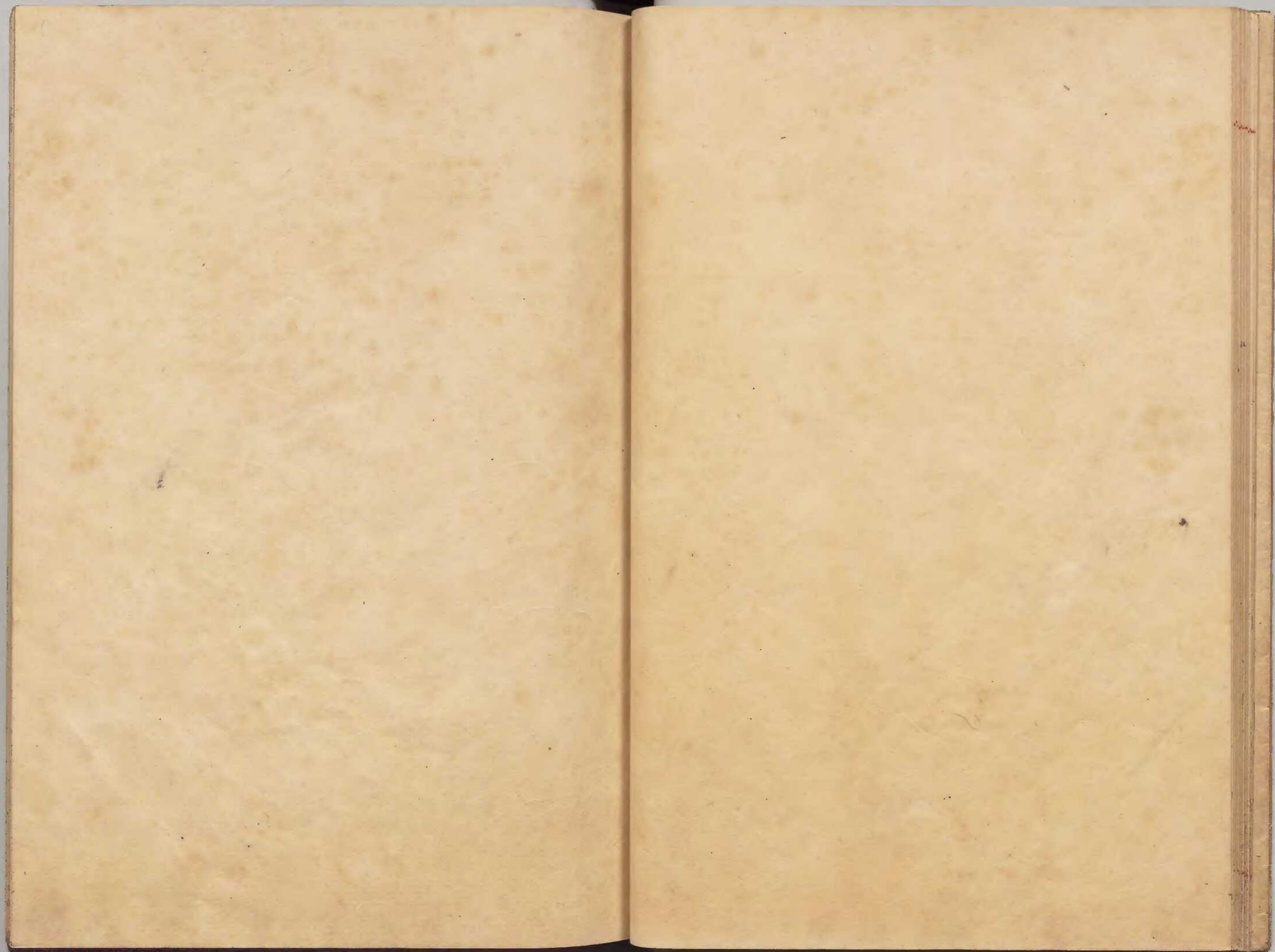
女子

堀兵部少輔の妻 子助母

家紋水車

初ハ横木凡ふると之ども利勝

ありたぐく水車とす



清和源氏

頼光流

菅沼付田中

頼光の後胤土佐の彦流なり

中ころ英徳の國より之別よ

うり額田北郡菅沼の里

居候と

某

新三郎

信濃守

之別額田の郡菅原の里を領す

某

新三郎

大膳大夫

法名心月

某

新八郎

法名不羣

三河野田の城より領す

某

新八郎

織戸正

佐下回正

弘治二年八月四日之別畠山よおめて
付死時三十六歳 法名道雲

某

次郎右衛門

廿四之別

よふまゝに心具書の初小いん

今度安之人の池走井伊谷前
遠州へ一井おく方本管也物更
取く出並知行分事永言
遠為不入技 equal 長甲別
知行分ぬ何極く事振進
引見敷中間也その外
不及申い 此物言何あり

永禄十一年十二月十二日家康

菅沼次郎古束つる

近友石丸守あり

於下ろ太史あり

今度就遠州入官先安之人の忠告
井伊谷前今案内可引出中
感懐く玉也その上及忠告行る
重知行事

- 一 井伊谷前職新知本知一各名並事
- 一 二股左衛門尉職一各名並事

六百貫文あり

一 高園たかのの子こ方かたより 一 高たか梨り

一 氣け候こう心こころ 一 かんまの心

一 かんこく橋はしつめまて 一 山田

一 川かわ合あ 一 かわたし

一 酒さけ飲のむ 一 野の色いろ

一 かんさう 一 かんまの心

一 人ひと見みの心こころなすこびぬ新あらた橋はし小こ沢たに後のち

右みぎ後のち書かき立たて分わ何なにも為なす不ふ入い無む

お建た永なが為な私わが飲のむ出で重おもき也なり再また

於おき此この地ち田た原はら之の百ひゃく貫貫文文可可也なり重おも考考也なり

井い俣は谷や飲のむ心こころ外ほか心こころ以もつて書かき立たて内うち貳に

千ち貫貫文文紀き印いん地ち之の重おも也なり最も自みづか甲甲

別わかぬ何なに極ごく心こころ事こと事こと起おこ信しん文文

申まを宣のたま上うへ名な進すす退ひ引ひて中ちゆう理り也なり

相あ遠とほ下した出で重おも也なり上うへ縦たて何なに方かた成なり

成なり伊い極ごく心こころ先まづ判はん飲のむ出で

重おも也なりお此この上うへ名な相あ建た有ある也なり

也なり委あ細こ名な管かん派は新あらた八はち節せつ方かた也なり

也四抄件

十二月十二日 家康

菅沼清之助

在友不貞守

於下らち守

定盈又別一書一書を以て
御書よりあひそくを友於木
より向一書中の文を以て
より向一書中の文を以て

川よりなまのしるしを
定盈よりびり今泉河と兼延傳
か判めて是をなす御書
具一族よりたし御書
三人井伊谷より忠告
それより後

大橋規沙出陣

供養して志願く軍四あり
井伊谷三人を井伊兵部少輔

了にけり
天正十年死す 如意新と号す

某

次郎右衛門尉

中園遠別

天正十二年長久寺陣のとき
井伊兵部が捕ま政そよりあり
て敵よりちとちと首をぬり

同十八年小田原陣より 政俊

りありて藤曲輪をのりし

二帝右衛門殿よりあり

孝長五年関ヶ原陣の時より

そより一属して参向す

同八年十月十日武列して死す

三十八歳 月意道秀と号す

勝利

次郎右衛門尉

中園上野

寛永五年父とおろしく井俣政
了屬して依和山より勢ひくと
とて幼少ならぬとて直政より
ことたりて戸一 downwards
台徳院敵へめし出さるる涉切兼を給
大坂支度の涉陣に供を也
元和二年
台徳院敵の命をも
將軍家へはくしそまつる

同四年涉切兼をあらため知初と評
依と
寛永七年武列を死と二十七歳
相模宗格と号す

勝次

七く胞 次郎右衛門尉 廿四武列
寛永七年父勝利死の後に
よめて遺詔をつ

同年

將軍家一ツかゝりて小普徳の沙侵
とけとむ

定盈

新八郎

織部

野田の城

永禄四年

大指規今川氏真と不和なる時

東之河の諸さうしお河氏真

属とくしどき定盈

大指規可属一たてまつりて野田の

城ありあつ氏真こそをいりて野田乃

城をせうんとそ伊賀の國に物見に

そのをほかりて志のびて城をせん

と寸二陣ハ之河の諸さうしひならぬ

中り物見の兵士城をりせめり

城中よりあせざたひて外物

をひらぎてかゝりてをまゐるゆ

とも和さふ城申兵すくたき可
 とも城をさして定置ハ思橋りゆ
 其河と一氏其駿河の兵をさして野田
 の城をさしてしむは後定置ハ思橋りゆ
 うめひして兵をさしてしむは野田の
 城をさめとらてこれり兵す

同年七月廿四日

大指定置ハ本地方より新地

一 心をいさしむる所書り

- 一 夏永なつながの口
- 一 塩谷しほやの口
- 一 矢部やべ所山ところやまの口
- 一 吉田きちだの口
- 一 宇利うりの口
- 一 八名井やちなゐの口
- 一 書父かぶちの口
- 一 赤く筒あかきつつの口
- 一 多た米こめ高たかの口
- 一 長山ながやまの口
- 一 小屋こや高たかの口
- 一 石田いしだの口
- 一 得貞とくさだの口
- 一 河田かたの口
- 一 いるま村いるまむらの口
- 一 江村えむらの口
- 一 橋尾はしおの口
- 一 麻あし中なかつ田たの口

一 三橋^のに
一 宮地^のに

一 東条^のに

右^の為^に沙^の本^の地^のに^の系^の不^の有^の相^の遠^の
新^の地^のを^の領^の先^の判^の御^の不^の可^のと^の美^の也^の
昔^の也^の仍^の如^の此^の也^の

松平虎人依

七月廿四日 元康

菅沼新八郎宛

同八年之別ことごとく沙^の本^の地^のに

大指^の理^ののお付^のせよ遠^の別^のハ敵^の國^のならい

ま^のし^のれ^のハ属^のせよと^のて定^の盈^の一^の仰^の

て^のら^のし^のし^のハ^の宮^の盈^のと^のら^のし^のこと^のを^のめ^のら^のし^の

一^の菅^の沼^の次^の郎^の太^の右^の衛^の門^の近^の友^の石^の見^の書^のと^のし^の

之^の節^の太^の右^の衛^の門^のと^の案^の内^の者^のと^のて井^の伊^の谷^の

に^の城^のを^のせ^のめ^のお^のと^のし^のそれ^のら^のし^の本^の坂^のに

い^のち^の刑^の部^のの^の城^のを^のせ^のめ^のと^のら^のし^の家^の老^の菅^の沼

又^の右^の衛^の門^のに^のま^のし^のし^のハ^の又^の濱^の松^の一^の段^の

城中少人可守 没落ぬるを書きて
て此の心を

大指廻へ言上 けし酒井左衛尉忠次

をけつて濱松の城をまもりし

しと

大指廻其忠誠を感して領地を定置

たしとる御書ありと伺し

今度忠義付る遠別本地川谷に

并言那之相違可至と此上之候後

棟別十二座諸役為不入り

定將又為新地自河西に五百貫文

東に千貫文可書並し上水相違

有る者也先沐可也

委細を今衆司兵衛尉一平也

仍此件

十二月十日 家康

菅沼新八郎

元龜元年姉川合戦の時定盈ハ時回
の城をまもり家老今泉延徳を戦場
よおのじりし

同三年味方京合戦ことをりて後
武田信玄三百五十の兵を引ぬる時
回れ城をこじ定盈是をよせし時

大指規より時自筆の書よまじりその
おのじきにいしとて月ひらり
沙うしる様あつたのるさうらう

城をまもりしとて

大指規沙うしる後まじりて時回の
邊笠頭山一陣をころしたる事
信玄大軍ゆゑあつたおとあつたこの
城をまもりしに場じりなる人款作
をいしりし様まじりしを令り
を塚中へかき入て城やうり殺す
をかりしりてせめ入としり定盈
をふせし十二月より翌年二月まで

つねにわたりて守志の志を歎み城壁
をほらひりて水道をとりんとせし故
城中水とりしりて士卒渴り
のそむし書をとらせし

大指現一水より後進して後信をふり
ていしりて城中水つとせし士卒渴を志
しめりて定盈一人自殺して城中の士卒
をすしりんと後信をゆりてとせし
定盈自殺のしめ城をとりて信を

ひそかに是よりわたりて定盈を
長藤の城よりおとせし

大指現一つしよの川よりわたりて
おの大質をとりて定盈より一人と

大指現こそをゆりてたしよ二千騎の兵
を相と人質をなかりたまふ信を
二千騎をおりて定盈をなかりて川中
例におもくたしよは是よりわたりて
定盈をとりて信を

山家之方とハ籠子七條駄峯之
下ノ城自なすうたぐりハ

大指現リ一あさごひそまうらて後リ
う海ごを信玄一通どこれぬら

大指現其妻子とくをきたまふを
け時と妻子をく一て定盈一ひつ

勝頼之河一出法の時定盈取あを
母田の道色一かましく一をなせ

時一

大指現のお月せ一取あをまてた

本城をまのり一と此時勝頼山家
方のものを案内者一してすみこ

定盈いどみだり一く款をうちせり事
救十人定盈が家人も又數十人

付死とけり一越後長尾道徳の書
を定盈一し一は其詞ぬい

内々々々々々々々々々々々々々々々
使亦可有入意中承の依く二

無之可下候子細以誓伺申合し可
然根演説仕入道に宣敷きこと
彼並物貴くゆに此類に何根於
方他以有らあはて心易非程彼
て有也其裏にわて

八月朔日 謙信

菅沼新八郎

進る甲兵出張く細於に表設袖
我切中感入

天正三年長瀬沙陣の時酒井左衛尉
忠次らみよて菅沼此城をせめり
首あましこうらぬ

同十年

大指規甲別新府に入仰の時伊達
同十二年小牧沙陣の時おはせよら
尾別要害の地をまもり長久の合戦
の時家長堀田備中於其合左衛尉を
沙藤あはけりす友人なる敵を

うらとらて名を河々りす

大権現是を感したまふ

同十八年小回原沙陣の時供を

受長五年同ヶ原沙陣の時ハハ

沙城の留守格番をけり

同九年七月十八日勢別を為よめて

死す六十之歳

定仍

新八郎 志摩守 運五郎下

勢別長徳の城一 格番す

同ヶ原沙陣の時 河與國寺の城并

府中安下の沙番をけり

受長十年十月五日死す三十歳

定成

白膳

二十八歳にて死す

定芳

左近 織部 中四之列 野田

長十一年 野田長徳の城を惣領
同十三年 尚井伊候守つゝあり
國をのぞく 七月 井伊右近 本多中務
少輔 松平 栲 津守 明 くに 教 向 して
伊候の上野の城を 徳 取 八月 定芳
大垣の石川氏とおもに 人 救 せ 川
わく 上野の ありき こと 又 よう して

城をもし 尚 後 友 和 泉 守 高 虎
伊候の國を 洋 於 七月 下旬 入 國
を 定 芳 上 野 の 城 を 高 虎 よう して
久 留

十四年 長徳大水

大樽 現 こと せ あり くれ こと あり けり せ 八 年
二千石 あり あり あり

同十九年 二月 廿七日 信 五 恒 下 けり

叙 織 部 正 一 けり

同年大坂陣の時定房供養して
彼前橋より陣をもち竹葉とついで
仕寄す所

右徳院敵より大舟の鉄炮救援を以て
定房これに誘われ前より大舟を以て
城の壘槽敷十ヶ所をうちやぶる

右徳院敵大坂より伏見へうつりたまひ
て定房よりて黄令二十枚を給う
翌年大坂再乱の時中多兵衛忠政

くみあゝ大坂より登向し大和を以て
五月六日大坂の将校友又兵衛藤田維久
井と小丸等と大りたつて勝
利を以てし此時定房が命は管根
指右衛門井と小丸清のを討ち同日
天王寺に向てせめ入敵大り敵を
首をこきりこと百餘級

元和六年長橋又洪水

右徳院敵の事よきこと一つて八百千

五百石より一びり黄令二千両を給
同七年長徳を河くうまに別帳下の
城よりつら身地一万石のか塘を給
同九年

台徳院殿御上洛の時帳下の城より
おめて御帳を秋寸時り令銀袋
帳を添飲寸

寛永三年

台徳院殿

將軍家御上洛の時帳下にて沙帳を
秋寸添飲前て

同十年帳下大洪水時り

將軍家より白銀二百貫目たまつら

小きつす

同十一年

將軍家御上洛の時帳下にて新中道
の同御帳を秋と定号を沙前
つ出され志津の中脇指をひよ

合根紋服をさまたせ
同年七月昭下をあらためて丹波
山の城をすまらり又一万石の所
増をねんと

定武

修理亮 二十歳にて死す

定官

田中白虎頭 生國武別安保郷

田中氏小也 一とらうこれより

田中と称す

安長十一年六月一とらう

名徳院殿よりつとそまらり所遊也

とらり

同十六年正月五位下より叙す

同十九年大坂御陣の供をす

翌年大坂再戦の時五月七日天皇

寺口よりおひじきをて歌をうらら
其首をゆららこの時鉄絶り
何よりて幌をぬく
元和八年十一月仰みよりて田
久兵衛を真の養子となりて列
野洲郡より一万石之別田原を
五千石上野新田より五千石能合
二万石を賜ふと

同年十二月信よりて御小好
と

となり

同九年九月十八日定官が絶之宅
友と節罪せしめて回一絶
才之節御勅氣をかうし定官
と絶ひよりて御勅氣を
かうして二万石の領地を
あげらる

同十一年六月御勅完ありて七月

報白

右連院敵のおほせよる

將軍家一ツツつき御書院番を

つとむる後継しらとなり

寛永九年四月御書院の番改を

治せしむ

日十年四月安房上総のうちに

おぬくみ千石をさしとらり

女子

本多縫殿助妻

女子

酒井与九郎妻

女子

坪内也之助妻

集

翁助

寛永十八年四月廿八日七歳にて
將軍家を継いだてまつ

定昭

た近

寛永十七年十二月廿九日
五歳にて

叙いた近將監より

定治

い水治

定順

白税助

女子にょし

小笠原こがさわら氏うぢ部ぶのの嫡ちやく妻つま

女子

家紋いへのい釘くぎ貫ぬき

果

果

大膳

之別
新
城
了
居

菅沼

某

大膳

牛國之別

某

織部

某

十郎兵衛

信濃守

牛國同家

母ハ水野下守信元母同

今按むらり信元が母何ハ菅原

氏小娘一十郎兵衛を母のちり

水野氏一ゆきて信元等をうじ

永祿のほめよ

大権現一つてくま

大権現山家三方をせんがけして

懸川の城をせめたまふ時敵兵

るよりこそをこいゆ味方勝利を

うなひの信濃守馬をたてて二の
曲端までせめつけしにわたり兵を
ま川へ送りしに

今川氏共物見を之別新堀堀山
へ出ど時信濃守もつら小糸が兵
鈴本基兵衛をうちとる菅沼伊兵衛を

又松井兵右衛門をうり
氏真が兵之別新堀をせむり也紀
信濃守敵兵金川孫八郎を討とる

氏共之別新堀守田をせむり時信濃守
徳を入相とふ敵敗北を

武田信玄が兵之別新堀守相と
して兵をかせしに時信濃守と
菅沼孫八郎の相守相と
矢をんちりむしとふゆへ敵つねに

元龜之年三方原合戦の時信濃守
なむびり子定吉沙汰し今

霄敷うらに敵をたふふるをいふ
かれハ

大権現の巻をゆるしたまふすまらるる
兼敵をたふして勝利をたふら此時
の巻よゆるるる川村増次村多原村
竹脇村その川村をさまたるる
是又長九年死す 法名津遊

定名

越後守

大権現

台徳院敵りけへてまらる

大権現駿別田中の城をせめたまふ時

定名鷲坂長九郎とおなりて進で

川をう先づけをいさす鷲坂この

時討死す

天正二年長篠合戦の時定名敵を

うちとりて其首をたふら

定政 さだまさ

後十郎 ごじゅうらう

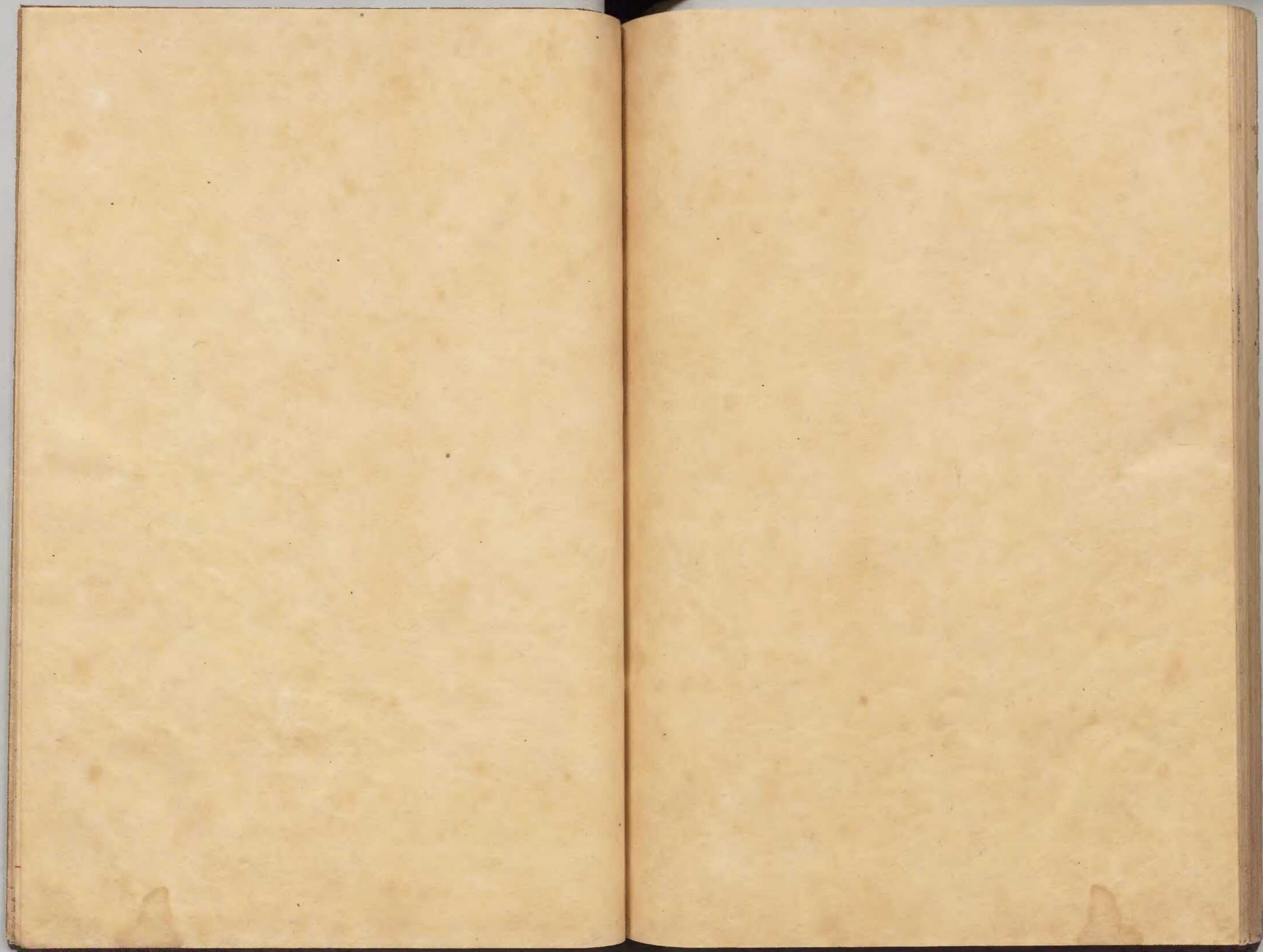
將軍家より侍之りてまゐる

定勝 さだかつ

新之郎 しんじろう

將軍家より侍之りてまゐる

家紋釘貫 いっのけん けもん かなづち



菅沼

果

之五郎 中國之別野田

大指現了 此之

是又長六年六月病死 歲五十六

政次まさつぐ

之五郎

生國遠別なまくにのくに

右陸院殿小つゝみぎのりくゐん

寛永十年十月死年五十九歳

次晴つぐはら

之五郎

生國武藏なまくにのぶさ

家紋釘貫いへのけん

